

◎所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表
○所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（租税特別措置法の一部改正）</p> <p>第八条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第四十一条の十五の四の次に次の一条を加える。</p> <p>〔略〕</p> <p>第四十一条の十六の次に次の一条を加える。</p> <p>〔略〕</p> <p>（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例）</p> <p>第四十一条の十六の二 令和七年分以後の各年分において、居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額（所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額をいう。第一号において同じ。）が六百五十五万円（令和九年分以後の各年分にあつては、百三十二万円）以下である場合における同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額に次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める金額を加算した額とする。</p> <p>一 令和七年分及び令和八年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p>	<p>（租税特別措置法の一部改正）</p> <p>第八条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p> <p>第四十一条の十五の四の次に次の一条を加える。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>

-
- イ 其の居住者の其の年分の所得税に係る合計所得金額が百三十二万円以下である場合 三十七万円
- ロ 其の居住者の其の年分の所得税に係る合計所得金額が百三十二万円を超え三百三十六万円以下である場合 三十万円
- ハ 其の居住者の其の年分の所得税に係る合計所得金額が三百三十六万円を超え四百八十九万円以下である場合 十万円
- ニ 其の居住者の其の年分の所得税に係る合計所得金額が四百八十九万円を超える場合 五万円
- 二 令和九年分以後の各年分 三十七万円
- 2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第九十条の規定の適用については、同条第二号へ中一の規定」とあるのは、
「及び租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例）の規定」とする。
- 3 令和八年以後の各年において、居住者が所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等（以下この項及び次項において「公的年金等」という。）の支払を受ける場合において、その年中に支払を受けるべき公的年金等の額がその年最初に公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額以下であるときにおける同法第二百三条の三の規定及び第四十一
-

条の十五の三第二項の規定の適用については、同法第二百三条の三第一号イ及び第四号中「七万五千元」とあるのは「十萬五千元」と、「十萬元」とあるのは「十三萬元」と、同項第一号中「所得税法」とあるのは「第四十一条の十六の二第三項の規定により読み替えて適用する所得税法」と、「十萬元」とあるのは「十三萬元」と、「十四萬元」とあるのは「十七萬五千元」とする。

4| 令和八年において、居住者が公的年金等の支払を受ける場合において、その年中に支払を受けるべき公的年金等の額がその年最初に公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において前項に規定する政令で定める金額を超えるときにおける所得税法第二百三条の三の規定及び第四十一条の十五の三第二項の規定の適用については、同法第二百三条の三第一号イ及び第四号中「七万五千元」とあるのは「十萬元」と、「十萬元」とあるのは「十二萬五千元」と、同項第一号中「所得税法」とあるのは「第四十一条の十六の二第四項の規定により読み替えて適用する所得税法」と、「十萬元」とあるのは「十二萬五千元」と、「十四萬元」とあるのは「十六萬五千元」とする。

5| 第二項に定めるもののほか、第一項及び前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和七年十二月一日

イ [略]

ロ 第八条中租税特別措置法第二十七条の改正規定及び同法第四十一条の十六の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十二条及び第三十七条の二(第二項を除く。)の規定

二 次に掲げる規定 令和八年一月一日

イ [略]

ロ 第八条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三第九項の改正規定、同法第三十七条の十四の二の改正規定、同法第四十条の四第一項、第六項、第八項及び第十一項並びに第四十条の七第一項、第六項、第八項及び第十一項の改正規定、同法第四十一条の五第十二項第一号、第四十一条の五の二第十二項第一号及び第四十一条の十四第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [同上]

イ [略]

ロ 第八条中租税特別措置法第二十七条の改正規定及び附則第三十二条の規定

二 [同上]

イ [略]

ロ 第八条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三第九項の改正規定、同法第三十七条の十四の二の改正規定、同法第四十条の四第一項、第六項、第八項及び第十一項並びに第四十条の七第一項、第六項、第八項及び第十一項の改正規定、同法第四十一条の五第十二項第一号、第四十一条の五の二第十二項第一号及び第四十一条の十四第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十

一条の十五の四の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十二条の三の改正規定（同条第四項第二号に係る部分並びに同項第五号及び第六号に係る部分を除く。）並びに附則第三十

六条、第三十七条及び第三十七条の二第二項の規定

三〇十六 「略」

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第九条 新所得税法第四編第二章第一節、第九十条（第二号ハに係る部分に限る。）及び別表第二から別表第四までの規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第八十三条第一項に規定する給与等（以下この条及び附則第三十七条の二第一項において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

二〇七 「略」

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十条 新所得税法第二百三条の三及び第二百三条の四の二の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等（以下この項から第三項まで並びに附則第三十七條及び第三十七條の二第二項において「公的年金等」という。）について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、

一条の十五の四の次に一条を加える改正規定並びに同法第四十二条の三の改正規定（同条第四項第二号に係る部分並びに同項第五号及び第六号に係る部分を除く。）並びに附則第三十

六条及び第三十七条の規定

三〇十六 「略」

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第九条 新所得税法第四編第二章第一節、第九十条（第二号ホに係る部分を除く。）及び別表第二から別表第四までの規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第八十三条第一項に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

二〇七 「略」

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十条 新所得税法第二百三条の三及び第二百三条の四の二の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等（以下この項から第三項まで及び附則第三十七條において「公的年金等」という。）について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

なお従前の例による。

2 「略」

3 居住者に対し、公的年金等で政令で定めるもの（以下この項及び次項並びに次条第一項において「特定公的年金等」という。）の支払者が令和七年十二月一日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする場合において、第一号に掲げる所得税の額の合計額が同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し超過額があるときは、その超過額は、同日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当しなければならない。

一 令和七年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につき所得税法第二百三条の二の規定により徴収された、又は徴収されるべき所得税の額の合計額

二 新所得税法第二百三条の三（第一号イ及び第四号に係る部分に限る。）及び第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条の十五の三（第二項第一号に係る部分に限る。）の規定並びにその居住者の新租税特別措置法第四十一条の十六の二第四項に規定するその年中に支払を受けるべき公的年金等の額が同項に規定する現況において同条第三項に規定する政令で定める金額を超えるものとした

2 「略」

3 「同上」

一 「同上」

二 新所得税法第二百三条の三（第一号イ及び第四号に係る部分に限る。）及び第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条の十五の三（第二項第一号に係る部分に限る。）の規定の適用があるものとした場合における令和七年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につき所得税法第二百三条の二の規定により徴収されるべき税額

場合における同条第四項の規定の適用があるものとしたときにおける令和七年中にその支払者からその居住者に対し支払うべきことが確定した特定公的年金等につき所得税法第二百三条の二の規定により徴収されるべき税額

4 前項の場合において、同項に規定する超過額を令和七年十二月

一日以後その年最後に特定公的年金等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、なお充当しきれない超過額（当該超過額のうちにまだ徴収されていないものがあるときは、その徴収されていない部分の金額に相当する金額を控除した金額。以下この項及び次項において「過納額」という。）があるときは、前項に規定する支払者は、その過納額を還付する。

5 過納額の還付の手続その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例に関する経過措置）

第三十七条の二 新租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項の

規定により読み替えられた新所得税法第九十条（第二号へに係る部分に限る。）の規定は、令和七年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年十二月一日前であるものについては、なお従前の例による。

4
〔同上〕

5
〔同上〕

〔新設〕

2| 新租税特別措置法第四十一条の十六の二第三項又は第四項の規定により読み替えられた新所得税法第二百三条の三の規定及び新租税特別措置法第四十一条の十五の三の規定は、令和八年一月一日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

3| 令和七年十二月一日前に同年分の所得税につき所得税法第二百二十五条又は第二百二十七条の規定による確定申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき同法第二条第一項第四十四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同項第四十三号に規定する更正があった場合には、その更正後の事項）につき新租税特別措置法第四十一条の十六の二第一項の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、同日から五年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

〔所得税の抜本的な改革に係る措置〕

第八十一条 政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

〔新設〕

2| 前項の検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な所得税の負担が増加するとい
う課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者
の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎
控除等の額を適時に引き上げるといふ基本的方向性により、具体
的な方策を検討するものとする。

(所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保に係る措置)
第八十二条 政府は、令和七年度末までに、歳入及び歳出における
措置を通じた所得税の基礎控除の特例の実施に要する財源の確保
について、前条の検討と併せて検討を加え、その結果に基づき、
必要な措置を講ずるものとする。

[新設]